

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和6年8月7日(2024.8.7)

【公開番号】特開2024-53090(P2024-53090A)

【公開日】令和6年4月12日(2024.4.12)

【年通号数】公開公報(特許)2024-068

【出願番号】特願2024-36251(P2024-36251)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 2 Z

A 6 3 F 7/02 3 1 7

【手続補正書】

【提出日】令和6年7月30日(2024.7.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球が打ち込まれることで実行可能とされた抽選により遊技が行われる遊技機において、

遊技球が打ち込まれる第1遊技領域と、前記第1遊技領域へ遊技球が打ち込まれる遊技状態と異なる遊技状態において遊技球が打ち込まれる第2遊技領域と、

前記第1遊技領域および前記第2遊技領域が形成された遊技パネルの前面に前方から取付けられる前側構成部材と、前記抽選の結果に応じた表示演出を表示可能な表示装置と、を備え、

前記前側構成部材は、遊技球の侵入を阻害する区画壁部と流下する遊技球を受け入れ可能なワープ入口とを正面視左側に有するとともに、前記表示装置の前方かつ前記遊技パネルの前面より後方位置で遊技球を転動可能な振り分け部を正面視下側に有し、

前記振り分け部は、前記第2遊技領域に打ち込まれた遊技球のみ受け入れ可能であって、前記振り分け部が受け入れた遊技球を遊技者側に設けられた特定受入口もしくはハズレ口のいずれか一方に受け入れられるように、前記振り分け部の前方側に遊技球の落下を防ぐ落下防止壁と前記落下防止壁が設けられておらず遊技球が落下可能とされた落下可能部を設けており、

前記第2遊技領域に打ち込まれた遊技球が前記振り分け部に受け入れられる場合、受け入れられる遊技球は前記振り分け部の上流側に設けられた特別筒状通路を通過されようとしており、前記特別筒状通路を通過している遊技球は前方から視認可能に構成されている

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

請求項1に係る発明においては、

40

50

遊技球が打ち込まれることで実行可能とされた抽選により遊技が行われる遊技機において、

遊技球が打ち込まれる第1遊技領域と、前記第1遊技領域へ遊技球が打ち込まれる遊技状態と異なる遊技状態において遊技球が打ち込まれる第2遊技領域と、

前記第1遊技領域および前記第2遊技領域が形成された遊技パネルの前面に前方から取付けられる前側構成部材と、前記抽選の結果に応じた表示演出を表示可能な表示装置と、を備え、

前記前側構成部材は、遊技球の侵入を阻害する区画壁部と流下する遊技球を受け入れ可能なワープ入口とを正面視左側に有するとともに、前記表示装置の前方かつ前記遊技パネルの前面より後方位置で遊技球を転動可能な振り分け部を正面視下側に有し、

前記振り分け部は、前記第2遊技領域に打ち込まれた遊技球のみ受け入れ可能であって、前記振り分け部が受け入れた遊技球を遊技者側に設けられた特定受入口もしくはハズレ口のいずれか一方に受け入れられるように、前記振り分け部の前方側に遊技球の落下を防ぐ落下防止壁と前記落下防止壁が設けられておらず遊技球が落下可能とされた落下可能部を設けており、

前記第2遊技領域に打ち込まれた遊技球が前記振り分け部に受け入れられる場合、受け入れられる遊技球は前記振り分け部の上流側に設けられた特別筒状通路を通過されえるようになっており、前記特別筒状通路を通過している遊技球は前方から視認可能に構成されている

ことを特徴とする。

10

20

30

40

50